平成２２年（フ）第２５８号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―1015号
債務者　柿添　勇二
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７２号
兵庫県尼崎市塚口町３丁目20番地の７　サンハイツ201号
債務者　春名　央子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０５号
徳島県板野郡藍住町住吉字藤ノ木12番地２
債務者　太田隆次郎
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０６号
徳島県板野郡藍住町住吉字江端140番地16
債務者　森下　博美
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１号
佐賀県佐賀市諸富町大字為重シティハイム三重12―16　中山武人方、申立時の住所佐賀県佐賀市諸富町大字為重410番地３
債務者　北村　　弘
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
大分県別府市大字北石垣872番地の１
債務者　前田　　宏
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５８号
福井県坂井市丸岡町八ツ口第７号17番地16
債務者　能登由美子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
福井市江守中１丁目106番地　タウニエモリ105、旧住所福井市月見５丁目６番10号
債務者　久野　伸一
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７９号
福井市森行町第19号11番地２
債務者　髙橋シルクプリントこと　髙橋　正彦
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８０号
福井市森行町第19号11番地２
債務者　髙橋　文子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９０号
福井市左内町９番15号
債務者　平木　豊子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
福井県吉田郡永平寺町牧福島第20号４番地
債務者　前田麻友子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９３号
兵庫県伊丹市千僧２丁目159番地　グレイスコート503号
債務者　松本　一芳
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９４号
兵庫県伊丹市千僧２丁目159番地　グレイスコート503号
債務者　松本ますみ
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１７３号
和歌山県有田市千田2072番地
債務者　上野山文治
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３６号
北九州市小倉北区木町３丁目12番15号
債務者　石橋万喜子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７３号
北九州市小倉南区中貫１丁目12番40号
債務者　小倉　浩二
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２１４号
福岡県遠賀郡遠賀町大字木守1378番地
債務者　森山　竜徳
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部